


避難場所運営 マニュアル



 さいたま市

も く じ

はじめが肝心	1
あなたの避難場所	1
第1部 災害時における市の体制	2
1 活動体制（地震の場合）	2
2 地震直後に市が行う応急対策	3
3 地震発災時における防災対策のイメージ	5
4 活動体制（風水害の場合）	6
5 災害対策本部等の設置場所	7
6 避難場所の開設	7
第2部 避難場所の運営	9
1 自治会・自主防災組織の活動	10
（1）自治会・町内会（自主防災組織）の活動例	10
2 避難場所での生活	11
（1）発災直後	11
（2）避難生活期	11
（3）終息期	11
（4）避難場所の課題	11
3 避難場所運営委員会	14
（1）避難場所運営委員会の構成	14
（2）避難場所運営委員会の役割	14
（3）組織と主な業務内容	15
4 避難場所運営委員会（各班の業務内容）	16
・総務班	16
・情報班	19
・救護班	20
・食糧班	21
・物資班	22
・環境班	23
・避難場所担当職員	25

はじめが肝心

大地震が発生したら、

- 1 先ず、自分や家族、周りの人の安全を確保してください。揺れている間はむやみに動かず、ケガをしないようにしてください。揺れが収まったら、火の元を確認してください。
- 2 テレビやラジオ等で状況を確認してください。情報を把握することは、どんな行動をするにも、たいへん重要です。
- 3 とおり近所に声をかけ、初期消火や倒壊した家に閉じ込められた人の救助を行い、二次災害の防止に努めてください。
- 4 自宅が倒壊や損壊した場合、地域の方々と指定された避難場所に避難してください。本市では、市域に震度5弱以上の地震が起きた場合、職員が参集し、避難場所を開設します。

あなたの避難場所

施設名

所在地

電話・FAX 番号

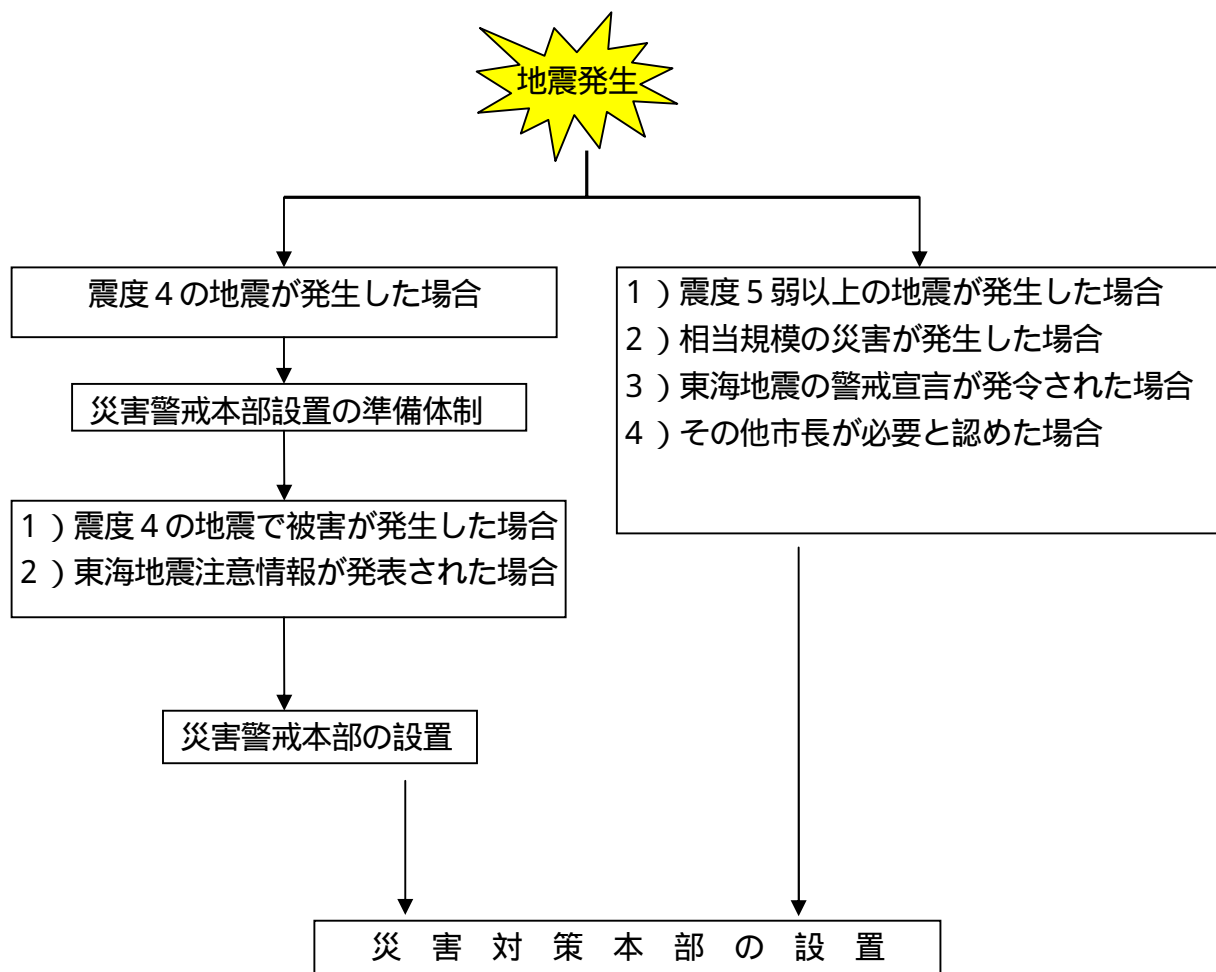
あなたの職務

災害時等の避難場所は、各自で確認し、記入しておきましょう。

第1部 災害時における市の体制

大地震や台風などによる風水害等の災害が発生した場合、市民の安全を守るため、さいたま市ではどのような体制が組まれるのでしょうか。災害時の体制について地震の場合と風水害による場合のそれぞれについて見てみます。

1 活動体制（地震の場合）



2 地震直後に市が行う応急対策

地震直後に市役所では次のような応急対策業務を行います。

(1) 被害情報の収集と伝達

県、警察その他の防災関係機関と密接な連携を図りながら、高所監視カメラを活用し、建築物被害、人的被害、火災発生状況など、各々が初動対応に必要な情報、自衛隊災害派遣要請や広域応援要請の判断に必要な情報を収集します。

- ・ 参集職員による被害情報の収集と伝達
- ・ 消防局、消防団等からの被害情報の収集と伝達
- ・ その他からの被害情報の収集

(2) 市民への広報

- ・ 被害状況に関する情報
- ・ 避難勧告及び安全な避難場所に関する情報
- ・ パニック防止に関する情報

(3) 避難

- ・ 避難場所の開設、運営
- ・ 避難人員及び避難状況の把握

(4) 人命救出・医療活動

- ・ 生き埋め者等の救出活動
- ・ 負傷者等の救急医療活動

(5) 消火活動

- ・ 火災の消火
- ・ 火災の延焼状況の予測
- ・ 危険物等の火災防止対策

(6) 広域応援

- ・ 自衛隊の派遣要請と受け入れ
- ・ 災害救助法適用の申請
- ・ 国、県、八都県市、他市町村への応援要請

(7) 交通規制・緊急輸送

- ・ 緊急輸送路の確保
- ・ 交通の規制（警察）

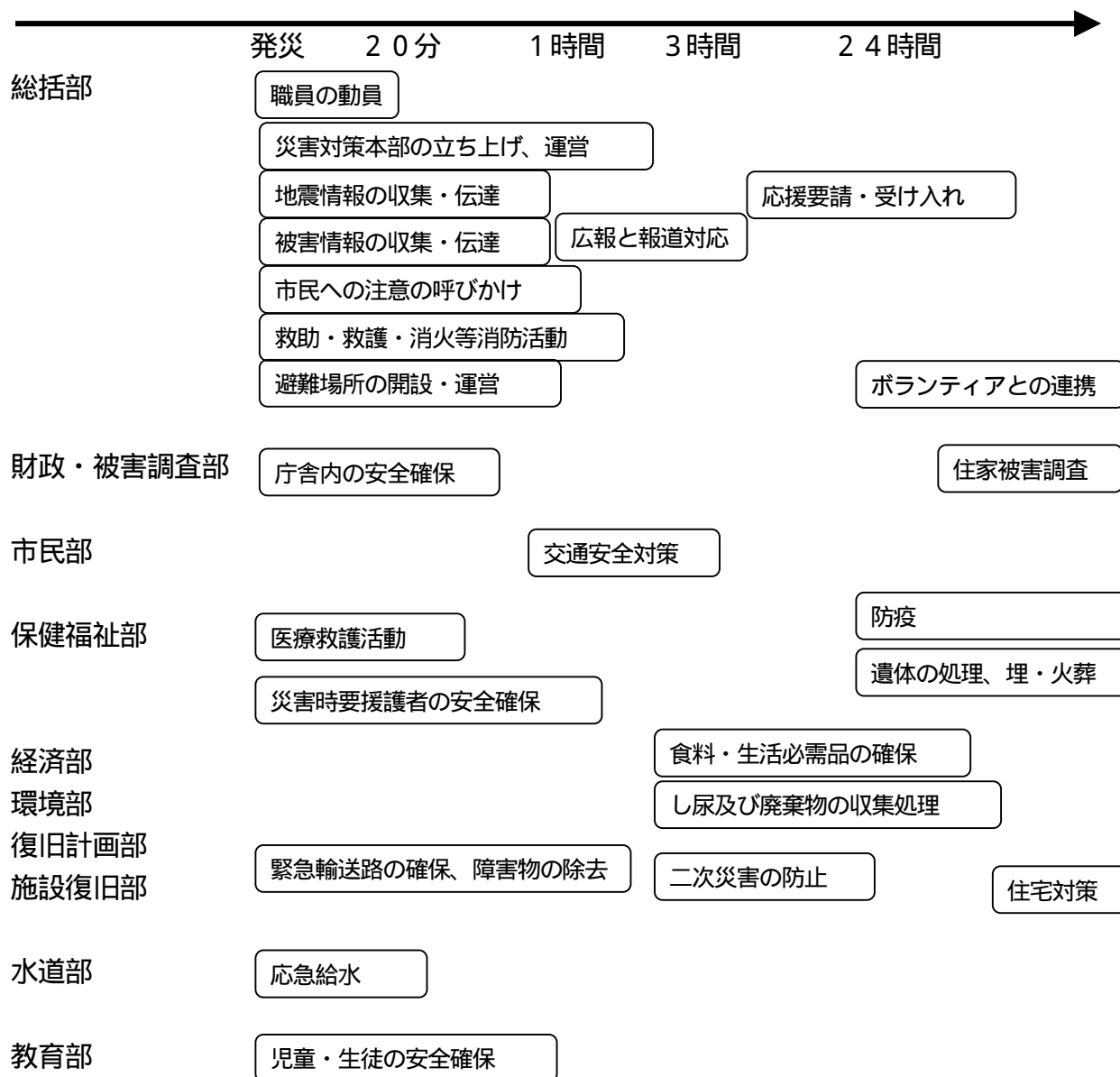
- (8) 救援・救護活動
 - ・飲料水、食糧の確保及び供給
 - ・生活必需品の確保及び供給

- (9) 災害時要援護者（災害弱者）への対応
 - ・安否の確認、緊急介護
 - ・避難場所でのケア

- (10) ライフライン
 - ・ライフラインの復旧

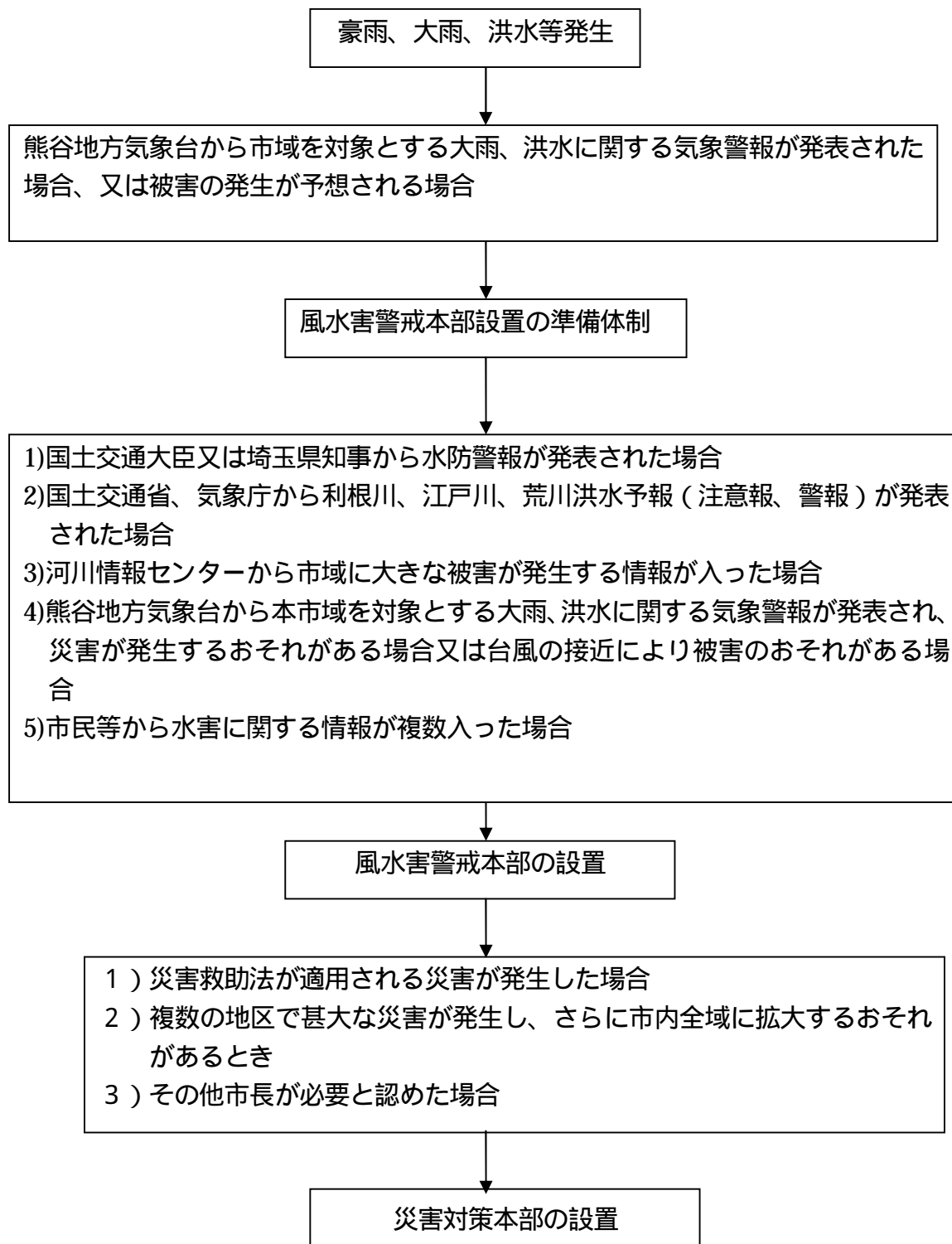
緊急性の高い応急対策から優先的に要員を投入し、迅速かつ効率的に実施します。

3 地震発災時における防災対策のイメージ



発災後 30 分 消防庁、県へ第 1 報報告、2 時間後に国が配備体制決定
 組織名は地域防災計画上の名称

4 活動体制（風水害の場合）



5 災害対策本部等の設置場所

- 災害対策本部 消防局庁舎の3階災害対策室に設置します。災害対策の意思決定機関です。市の災害対策、活動方針、戦術を決定するところで必要に応じて本部員会議を開催します。
- 区災害対策本部 区の区域における災害対策を迅速かつ適切に実施するため各区役所に設置されます。
- 現地災害対策本部 災害の範囲が局所的であり、現地における応急活動が円滑に推進できる場合に、市長の命により設置されます。

6 避難場所の開設

『さいたま市地域防災計画』では、地震災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を一時的に収容し保護するために避難場所を開設すると定めています。風水害による被害についても、地震に準ずることとしています。

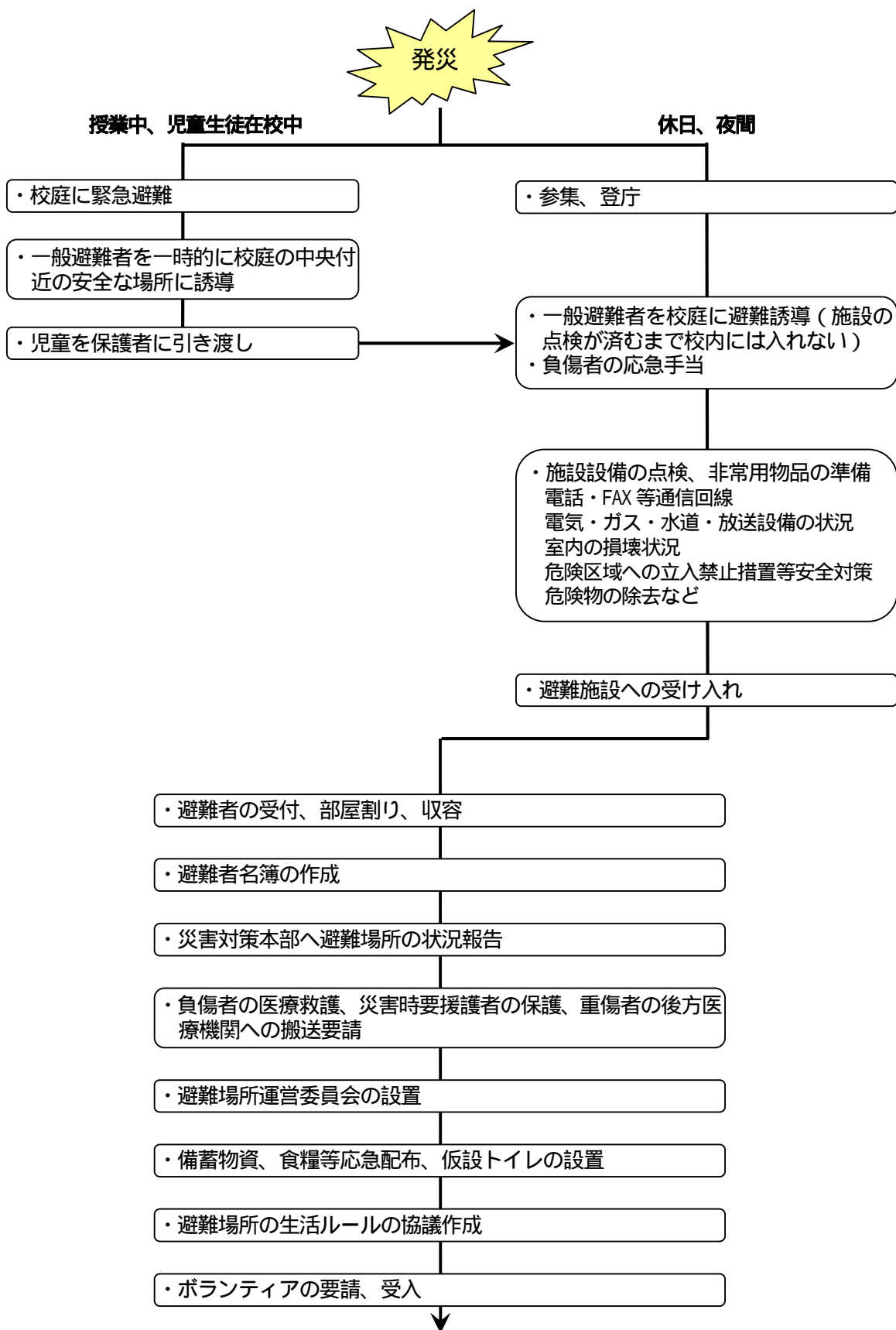
【開設基準】

- (1) 災害発生により、被災者の避難の必要を認めるとき。
- (2) 災害発生のおそれがあり、避難勧告等が出されたとき。
- (3) その他必要と認めるとき。

【開設の方法】

- (1) 避難場所は、市域内のどこか1箇所でも震度5弱以上の地震が観測された場合に、開設します(平成22年4月1日現在 250箇所)。風水害時には必要な避難場所を開設します。
- (2) 各避難場所に原則5人の職員を避難場所担当職員として、あらかじめ指定しています。指定された職員は、避難場所開設基準に該当したときは、指定された避難場所に自主参集し、避難場所の開設に従事することになっています。
- (3) 本市で指定している避難場所のみでは、避難者を受け入れることができない場合には、「災害時の『さいたまスーパーアリーナ』の運営(利用)に関する協定書」に基づき、埼玉県へさいたまスーパーアリーナの利用を依頼することとしています。

避難場所開設フローチャート



第2部 避難場所の運営

災害時の応急対応がうまく機能するには、普段からどれだけ準備をしていたかによります。「備え」が大事だということです。

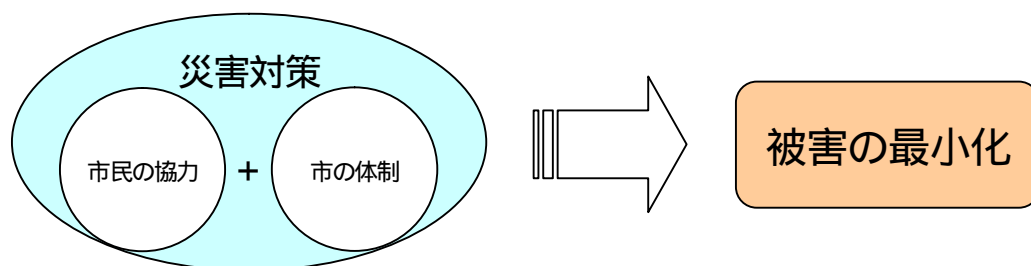
また、「普段から使っていないものは、いざというとき使えない。」とも言われます。日ごろの備えと訓練を通じた経験がいざというときに役に立ちます。

大規模な災害が起きた場合、行政だけで対応ができるものではありません。地域の方々と力を合わせ一緒に取り組んでいかなければ、被害を最小に止めることはできません。

市では地域における防災が機能するためには、自治会、自主防災組織による地域におけるコミュニケーションが重要であると考えています。

このため、平常時から自治会、自主防災組織の方々にご協力をお願いするとともに、自主防災組織が未結成の地域には、その結成促進に力を入れています。

防災の原点は「自らの生命は自ら守る」ということです。この言葉を心に深く刻み、市民と行政が一体となった地域ぐるみの防災体制を築いていく必要があります。

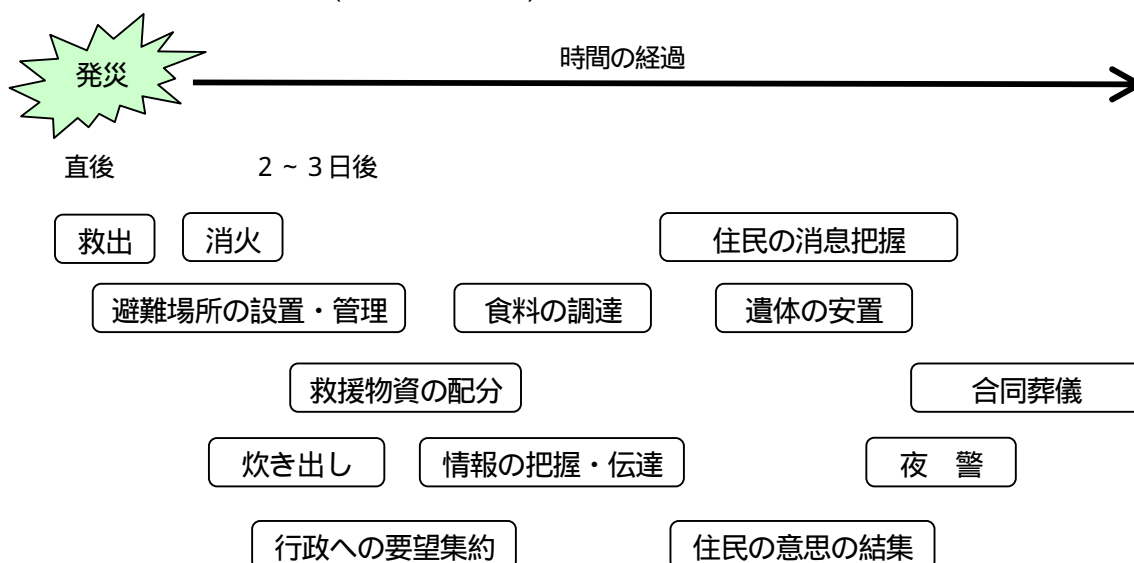


1 自治会、自主防災組織の活動

大地震など被害が広範囲に及ぶ災害においては、消防や救急あるいは市役所の職員がすぐに駆けつけたり、対応をすることが難しくなります。市役所も職員も市民の皆さんといっしょに被災してしまうからです。

こうした状況の中で、被害を最小にとどめるためには、地域の方々が地域でいかに初期活動をするかということが、被害を防いだり、少なくしたりと防災のカギを握っていると言っても過言ではありません。

(1) 自治会・町内会（自主防災組織）の活動例



(「災害対応の実践」 日本技能教育開発センターより)

上記の図は、阪神・淡路大震災のとき、自治会や自主防災組織がどのような活動を行っていたのかを時系列にあらわしたものです。

地域の方々の生活に直接関係する活動を行っていることが分かります。

このようなことから、自治会や自主防災組織には、日ごろ培われた防災に関する知識や訓練により得た技能をフルに活用し、活躍することが期待されます。

2 避難場所での生活

災害時における避難場所での生活は、避難者の要望をはじめとして時間の経過とともに刻々と変化していきます。はじめに、避難場所での生活について、時系列でそのポイントとなることがらを示します。

(1) 発災直後（発災から2～3日目まで）

大地震により街中が一変し、おおぜいの避難者が避難場所にやってきます。鉄道をはじめ電気、ガス、水道、電話などのライフラインも寸断し、都市生活が混乱する時期です。避難場所への収容者も一番多く、情報もスムーズに行き渡らず、また、管理運営もしっかりと決まっていない時期でもあり避難場所が混乱します。

(2) 避難生活期（3日から2～3か月まで）

避難場所での生活期です。避難場所の生活に慣れるに従い、水や食糧、トイレ、風呂、ゴミ処理などの衛生関係、プライバシーの問題、健康管理など避難者から多くの要望や問題が持ち上がります。

(3) 終息期（発災3か月から避難場所を閉鎖する時期まで）

災害が終息したり、避難場所が統合されたり、仮設住宅が建設されたりして長かった避難場所生活が終息を迎える時期です。学校も通常の授業を開始します。長期にわたる避難場所生活では新たな問題も発生します。

(4) 避難場所の課題

「阪神・淡路大震災の教訓」に基づき、避難場所で発生する様々な課題を整理します。教訓に示された課題を参考に、避難生活のルールづくりを考えましょう。

<全般>

- ・当初は水、食料や毛布、衣料品等の生活必需品、トイレなどの不足であったが、次第に温かい食事や下着類、風邪薬等の医薬品、入浴などに移っていった。
- ・高齢者を中心に、体調の不調、精神的不安定を訴える人が増えてきており、それに対するケアとか、住宅等の情報の充実、プライバシーの保護、心身のリフレッシュ等避難場所生活の質的向上対策が重要になってきた。
- ・寒さを訴える人も多く、その対応に苦慮した。
- ・各地から尋ね人や安否確認の電話が殺到しはじめ、避難者名簿の確認、各避難場所への問い合わせなどに追われることが増えた。

- ・乳児の夜泣き等により他の避難者から苦情が出始めたため、乳児のいる避難世帯を可能な限り別室に移した。
- ・市内各地区では水道、ガス等のライフラインの供給がストップしており、各避難場所に食事のみ取りに来る人もあり、数が不足することもあった。
- ・避難場所によっては、水道も出ず、水洗トイレが詰まるなどのトラブルが発生、配置職員と教職員が中心となり構内のプールの水を運び対応することもたびたびあった。
- ・深夜に外部からの侵入者（暴走族数人）が毛布、食事等を持ち出し避難者との間でトラブルを起こしたが、警察等に連絡を取り、大事には至らなかった。
- ・腐敗する生ゴミ等の問題で苦情が寄せられた。

<開設に当たった課題>

- ・住民が逃げ込んだところが避難場所となってしまった。地域を異にする住民の混在が、住民による自治組織の運営を困難にし、避難場所生活における自立へ向けての一体化した立ち上がりを遅れさせる原因になった。
- ・被災者が脈絡なく避難場所入りし勝手に場所取りをしたため、身動きの取れない状態になり、災害時要援護者(災害弱者)対策が何一つ打てない状態となってしまった。
- ・指定避難場所においては、災害時要援護者(災害弱者)、医療、会議、本部等に使用すべきスペースが確保されるよう、あらかじめ明示しておくこと。
- ・避難場所の長期運営上欠かせないスペースであるグラウンド等には自動車を駐車させないこと。

<管理責任>

- ・管理責任者が明確になっていない場合、避難場所の運営は不安定になる。食料、生活物資を避難場所頼りにせざるを得ない周辺の被災者に対し、避難場所管理責任の所在を明確にすべきである。

<避難場所入所住民の把握>

- ・開所当初は、どこの避難場所においても外部からの安否確認の対応に追われた。50音別、部屋別の名簿を作成しておくことが必要である。
- ・安否確認問い合わせ用の掲示板を指定し、被災者が常に掲示板に注目するよう徹底させることも必要である。

< 避難場所における情報伝達 >

- ・ 掲示板による伝達ルールの徹底をはかる。
- ・ 知り得た情報については早めに伝達する。被災者は自分の立場を知るために、情報を欲しており、不安解消の効果が期待できる。

< 避難場所生活の運営主体 >

- ・ 部屋割りは自治会等地区単位に行う等の配慮をする。
- ・ 避難場所の運営が行政任せボランティア任せとなると被災者自身の自立へ向かう意欲、将来展望を持つとする意欲が育ってこない。

< 災害時要援護者(災害弱者)対策 >

- ・ 災害時要援護者(災害弱者)といわれる高齢者、障害者、病弱者等については、避難場所開設時に真っ先に実態を把握しておかなければならない。
- ・ 今回の調査では、建物の一部では暖房が利用できるのに全体のバランスを欠くということで災害時要援護者(災害弱者)のために活用しなかった例、配給の数量が不足しているので全員分揃うまで食料の配給を停止した例等、臨機応変の対応ができず災害時要援護者(災害弱者)を全体で守っていく姿勢が欠けていると思われる場面も少なくなかった。
- ・ 災害時要援護者(災害弱者)に対して特別の扱いを行う場合、避難場所入所者全員に対して事前に十分な説明が必要である。
- ・ 部屋割りにしても極力本部、医療班等の近くの部屋を準備し、本人の同意のもとに入居させることが必要である。

(出典：『阪神・淡路大震災調査報告書』 平成 7 年兵庫県南部地震東京都調査団)

3 避難場所運営委員会

災害時には、各避難場所へ配置している職員5名が参集し、避難場所を開設しますが、避難場所運営のすべてをこの5名の職員で行うのは難しいと考えており、避難場所を円滑に運営するためには避難者の協力が必要不可欠です。

そこで、本市では避難場所ごとに、避難予定の自治会長など地域のリーダーになっていただける方と学校関係者、市職員等からなる避難場所運営委員会を組織し、事前に役割分担や、施設の利用方法などを定めることにより、災害時の混乱を少しでも解消できるよう備えていきます。

(1) 避難場所運営委員会の構成

運営リーダー（自治会長など積極的にかかわっていただける方から選出）

運営副リーダー（避難場所周辺の自治会等から選出）

施設管理者 数名（校長、教頭、所長等）

避難場所担当職員 原則5名（市職員）

その他避難場所に関係する団体の長など

(2) 避難場所運営委員会の役割

避難場所運営委員会は、次のような役割を分担します。

平常時

役割分担の決定

施設の利用方法の決定

備蓄品や給水施設の確認

災害時

避難者からの意見のとりまとめ

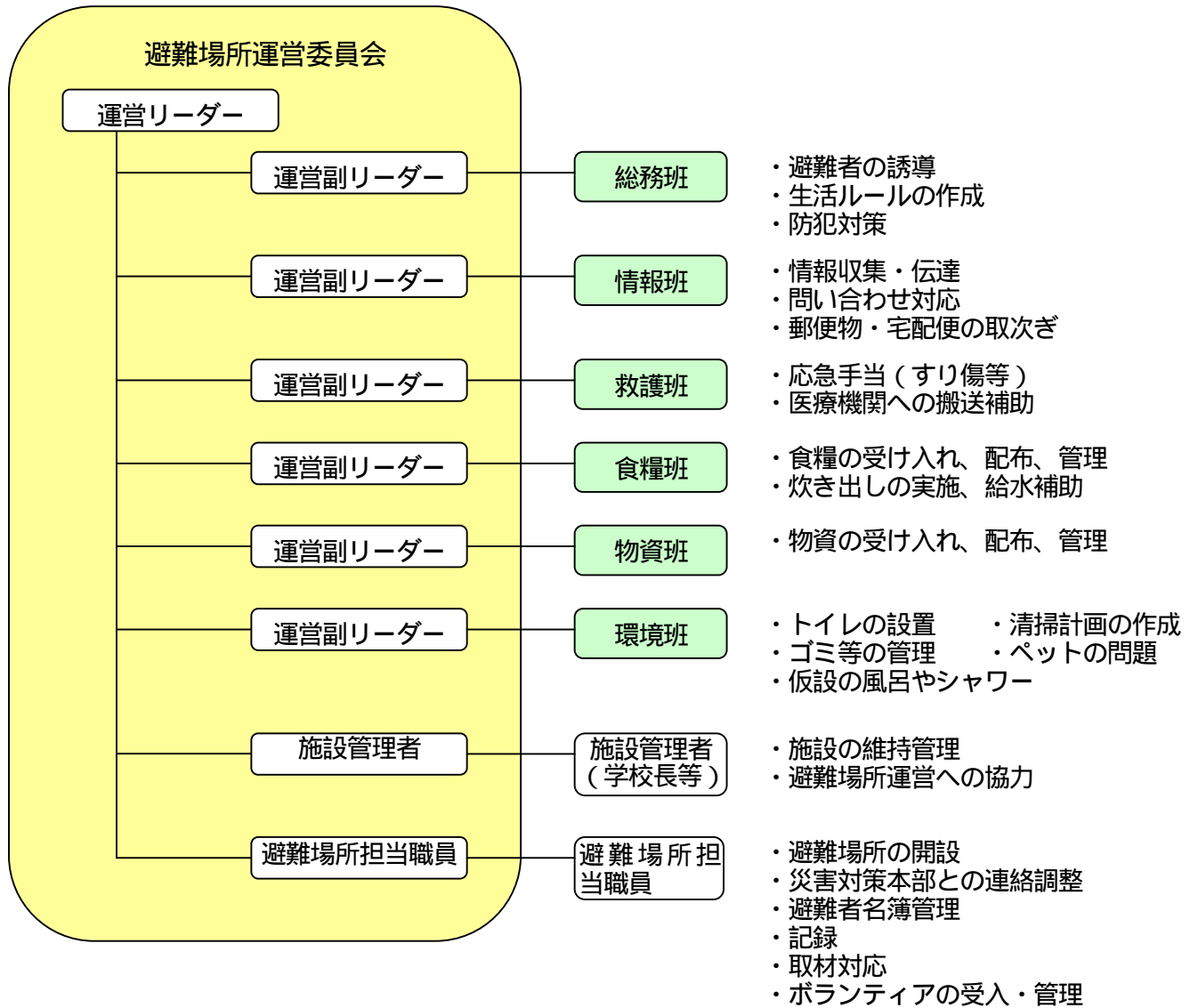
市災害対策本部との連絡調整

生活ルールの作成

食糧・物資などの配布

課題、問題などへの対応

(3) 組織と主な業務内容



4 避難場所運営委員会（各班の業務内容）

総務班

避難者の誘導

チェック欄

- (1) 避難場所として使用する場所の案内を行います。(受付、避難者滞在所、医療救護所、食料等物資の保管・配給所、給水所、相談室、調理場所、仮設トイレ設置場所など)

教訓 ・運動場や中庭などのオープンスペースは、テントや仮設シャワー、仮設トイレなどの仮設建物を設置して、就寝、入浴、排泄、休憩、調理、配給、洗濯、物干し、駐車、喫煙などさまざまな機能のスペースとして転用された。

- (2) 収容時には、高齢者、身障者、病弱者等災害時要援護者とその家族等援護者のためのスペースを優先的に確保します。

教訓 ・被災者が脈絡なく避難場所入りし勝手に場所取りをしたため、身動きの取れない状態になり、災害時要援護者(災害弱者)対策が何一つ打てない状態となってしまった。
・寒さが避難者(特に高齢者)を直撃した。

- (3) 応急教育、学校再開に必要な施設を確保し、関係者以外は立ち入り禁止とさせていただきます。

- (4) 部屋割りは、自治会・家族単位で割り振るようにします。

教訓 ・住民が逃げ込んだところが避難場所となってしまった。地域を異にする住民の混在が、住民による自治組織の運営を困難にし、避難場所生活における自立へ向けての一体化した立ち上がりを遅れさせる原因になった。

- (5) 収容居室内の通路、外部への連絡通路、物資の搬入等避難場所の運営が効果的に行われるよう動線を確保します。

- (6) 自治会等を単位として、校庭等に集合待機している避難者を地区単位でまとめ、室内に誘導します。

生活のルール

避難場所では多くの人が限られた空間で共同生活をするようになります。そこでは、個人と他人の間にある社会がより身近なものとなります。多くのトラブルも十分予想されます。従って、最低限守らなければならない避難場所生活のルールを確立しておくことがポイントになります。

チェック欄

(1) 生活のためのルールは、公開の場で「自分たちで決めた」という手続きが必要です。ルールを決める際には、避難者の代表（各自治会等地区の代表者）に入ってもらい、皆で決めることが大切です。

(2) 決めておく必要がある事項は、
生活時間 : 食事の時間、消灯時間。
生活空間 : 携帯電話の使用、土足厳禁の場所、喫煙場所、ペットの扱い。
当番 : トイレやゴミ捨て場の清掃、食事の配給。
プライバシー : むやみに他の居室や区画に出入りしない。
その他 : 家財道具の持込などです。

注意を要する事項は、次のとおりです。

(3) 部屋割り
一度部屋が決まると人間関係ができ、避難場所の整理や縮小に伴う移動が困難になります。

(4) 家財道具の持込の抑制
家財道具が持ち込まれることにより、避難場所が計画どおりに使用できない場合が想定されます。

(5) 可燃物の持ち込み禁止
火災の危険性のある可燃物の多量の持ち込みを禁止します。

(6) ペット
衛生管理や迷惑など避難場所内の共同生活での不都合と動物愛護の双方の観点から対応する必要があります。

(7) ストープ、電気毛布、カセットコンロ
発熱器具の使用は、使用場所や安全管理について守るべきルール（基準）を定めておきます。

教訓 ・電気容量の問題、公平性を考慮し、個人で使用する暖房器具などは原則として避難者全員に控えてもらうよう要請が出された。

- (8) 洗濯場、物干し場
利用時間、利用者の順番は公平に定めます。
- (9) 仮設風呂
利用方法は利用者の世代や生活時間を考慮し決めるようにします。
- (10) 電話や郵便物などの取り次ぎ
取次ぎの方法について、効率的な方法を考えるようにします。
- (11) 清掃当番
施設、設備の共同利用にあたり、不公平とならないよう清掃当番を決めます。
- (12) 土足厳禁区域の設定
衛生管理の面から保健室、居室、調理室など土足厳禁の区域を設定します。
- (13) 喫煙
分煙を徹底します。室外に喫煙場所を設け、決められた場所以外では禁煙とします。

空間管理

チェック欄

- (1) 避難者を収容する居室にあっては、世帯同士の区画の境界は敷物で区別し、居室内の通路は各世帯の区画が一箇所以上面するように配置します。

教訓 ・避難場所においてはプライバシーが確保できず、避難者に大きなストレスとなった。また、照明の問題や空気の汚染など、室内の環境衛生も問題となった。

- (2) 状況が落ち着いたら、仕切りや畳を敷くなどして、個人の空間を確保できるようにします。
- (3) 共同で利用する空間を確保します。
運営本部室、受付、掲示板及び掲示場所、面会室、談話室、公衆電話、救護施設(保健室)、調理場所(給食室、校庭)、食堂、更衣室、洗濯場、物干し場、仮設トイレ、ゴミ置き場、シャワー、喫煙場所、駐車場、ペットの収容場所

情 報 班

情報伝達

チェック欄

- (1) 情報を伝達する場合には掲示板を用いるようにします。掲示板は入り口付近の目につきやすい場所に設置します。
- (2) 皆に知ってもらいたい重要な情報は掲示板のほかに居室等にも張り出します。重要な情報の例としては、本日入手した情報、市役所の広報、病院などの情報、ライフライン、電車の運行状況、仮設住宅の入居案内などです。
- (3) 情報には掲載の日時を入れるようにします。

教訓 ・最も効果的な方法が、テレビ・ラジオ・新聞などのマスコミを通じての情報提供と掲示板を使っでの伝達だった。
・情報収集はもっぱらラジオだった。

救 護 班

チェック欄

- (1) 保健室等の適当な場所を確保し、傷病者の救護活動を行います。
- (2) 応急処置者、人的被害の状況、応急医療資器材の不足状況等を把握します。
- (3) 高次医療の必要な傷病者を後方医療機関へ転送を補助します。
- (4) 医療ボランティアの要請と受入を行います。
- (5) 室内の冷暖房、空調の管理をします。
- (6) 終息期には高齢者、身障者、病弱者等災害時要援護者、慢性疾患で療養の必要な避難者を優先的に仮設住宅へ入居できるよう補助します。

教訓 ・当時の避難場所で病人を救うために必要だったのは通常の医療だけではなかった。本当に必要だったのは環境の改善とトイレや食事の介護などの生活支援だった。
 ・食生活の悪化から、衰弱やお年寄りの脱水症状が目立った。
 ・水分の摂取を極端に減らす人が多かった。

【医療救護所】

災害時には、地震の規模に応じ、各区役所並びに各区 1 か所の避難場所に医療救護所を設置し、医師会より医師を派遣をしていただくよう協定を締結しています。

震度 5 弱・5 強の場合は、区役所

震度 6 弱以上の場合は、区役所及び区内の避難場所

区 名	医療救護所	
西 区	西区役所	大宮西中学校
北 区	北区役所	日進中学校
大宮区	大宮区役所	桜木中学校
見沼区	見沼区役所	大宮八幡中学校
中央区	中央区役所	与野西中学校
桜 区	桜区役所	土合中学校
浦和区	浦和区役所	本太中学校
南 区	南区役所	内谷中学校
緑 区	緑区役所	東浦和中学校
岩槻区	岩槻区役所	ふれあいプラザいわつき

食糧班

食糧の配給

チェック欄

- (1) 食糧の配給は「平等」を原則とします。全員が必要なものは、必要量が確保できる場合のみ配布します。
- (2) 食糧の配布基準をルールとして定めます。

教訓

- ・ボランティアは主として食糧の炊き出し、給食、物資運搬、仕分けなどに携わった。
- ・避難場所で配布する際は、並ばせないようにした。並ばせて渡すと、困るのは障害者やお年寄り、赤ちゃんを抱えた人である。
- ・物品が役所からたくさん来たが、外でテントを張っている方、全半壊の家に無理やり住んでいる方がいるのに、学校にいる方だけが避難者だという感覚を持ってしまったので、その他の方が非常に困っていた。

炊き出し

チェック欄

- (1) 炊き出しは多くの人手を要します。できるだけ多くの避難者に声をかけ、一部の人に負担がかからないようにします。
- (2) 食中毒に注意をします。生ものは避け、加熱処理をします。夏季は特に注意します。食器は使い捨て容器を使うようにします。

食料・飲料水

チェック欄

- (1) 一般からの差し入れによる食料等は、災害時要援護者を優先して配布します。
- (2) 市役所から配布する食料・飲料水は、避難人員の報告により原則として人数分が配給されます。配給票などを活用して混乱のないよう、また、全員に行き渡るよう配給するようにします。
- (3) 冷蔵庫や冷暗所を確保するようにします。

教訓

- ・(神戸市では)大量の弁当、パン類は関西一円はもとより関東以西の広域から調達された。一部は空輸されたが、市内に入る道路は渋滞を極め、輸送に長時間を要した。また、製造年月日不明のものも見受けられた。一方、被災者は、当初「次にいつ配食があるかわからない」という不安感や、炊き出しによって食べきれない弁当を長時間保存する人も多く、配食後の保管などにも衛生上の問題が見られるようになった。

物資班

物資の配給

チェック欄

- (1) 物資の配給は「平等」を原則とします。全員が必要なものは、必要量が確保できる場合のみ配布します。
- (2) 毛布など緊急性の高い物資は、高齢者、子供など災害時要援護者を優先に配布します。
- (3) 物資の配布基準をルールとして定めます。

教訓

- ・ボランティアは主として食糧の炊き出し、給食、物資運搬、仕分けなどに携わった。
- ・避難場所で配布する際は、並ばせないようにした。並ばせて渡すと、困るのは障害者やお年寄り、赤ちゃんを抱えた人である。
- ・物品が役所からたくさん来たが、外でテントを張っている方、全半壊の家に無理やり住んでいる方がいるのに、学校にいる方だけが避難者だという感覚を持ってしまったので、その他の方が非常に困っていた。

生活必需品

チェック欄

- (1) 避難当初は、備蓄物資以外の生活必需品の確保は困難が予想されます。差し入れがあった場合、災害時要援護者（災害弱者）や一般避難者の状況を把握して優先順位をつけ支給するようにします。
- (2) 自治会単位で支給場所、時間を定め、配給票を配布して支給するなど混乱の防止に努めます。
- (3) 応急の食料、飲料水、生活必需品は避難場所に配送されるため、自宅にいる人たちにも配送されてきた物資を配給する必要があります。場所を分けて配布するなど、支給方法について考慮しておく必要があります。

教訓

- ・よく報道された避難場所にはボランティアや救援物資が多く集まるなど、避難場所間の格差が生じた。
- ・マスコミに報道された避難場所に支援が集中した。
- ・しばらくすると、食事が満足に行き渡っていない所もあるが、あるところは腐っているという状態が目立ってきた。
- ・ある地域では地震発生後10日頃までが最もひどい状況で、食料は配給されていたが偏りがあるなど、役所も正確な避難場所数や被災者数を把握できていなかった。

環 境 班

衛生管理

チェック欄

- (1) トイレ、応急の排泄場所、ゴミ捨て場の確認と衛生点検を行います。
- (2) 清潔の保持のため、土足厳禁の区域を設定します。
- (3) 生ゴミの保管に注意します。市によるゴミの回収ができないときは、可能な限り分別して焼却したり埋めたりして減量に努めます。
- (4) 排水の可能なトイレは、プールの水を利用して使用します。
- (5) 手指の消毒として消毒用アルコール、逆性せっけん等を設置し、感染症の予防に努めます。
- (6) トイレ等をはじめ施設の清掃は当番制で行うようにします。このための清掃計画を作成します。
- (7) 避難者が連れてくるペットの保管場所を決めます。

生活用水

：最適な使用方法
 ：使用可
 ：やむをえない場合のみ使用可
 ×：使用不可

	飲料用・調理用	手洗い・洗顔・歯磨き	風呂・洗濯	トイレ
ペットボトル飲料水			/	/
災害用貯水タンクの水			/	/
給水車の水				/
浄排水場施設の水 非常用災害井戸				/
ろ過水				
プール、河川水	×	×	×	

風呂・シャワー

チェック欄

- (1) 避難場所における生活が長引く場合には、風呂やシャワーの確保も大きな問題となります。近隣の親戚、知人へのもらい湯、公衆浴場の利用を避難者に対し推奨します。
- (2) 仮設風呂やシャワーが設置されたときには、平等に利用の機会を割り振ります。

トイレ

チェック欄

- (1) トイレは次の条件に合うような場所に設置します。
井戸や食堂に近くないところ。
バキュームカーの出入りがしやすいところ。
電源と清掃用の水が確保しやすいところ。
- (2) 清掃当番をすぐに決めます。

ゴミ処理

チェック欄

- (1) ゴミの集積場は次の条件に合うような場所に設置します。
清掃車の出入りがしやすいところ。
居室から離れ、臭いが防げるところ。
直射日光が当たりにくいところ。
屋根があるところ。

避難場所担当職員

チェック欄

- (1) 所定の避難者収容施設を開錠します。鍵管理者が未着で開錠できないときは、鍵管理者を待ちます。この間、避難者の誘導等を適宜行います。
- (2) 避難場所の施設・設備の点検をします。
電話、FAX 等通信回線、 電気、ガス、水道、放送設備の状況、 室内の損壊状況、 危険区域への立入禁止措置等安全対策、 危険物の除去
- (3) 放送設備の使用方法等を確認し、放送により、避難者への各種連絡・呼び出し、本部からの情報伝達や避難場所状況の周知等を行います。
- (4) 避難場所の開設を本部(情報センター又は防災課)に「避難場所開設状況報告書」により報告します。定期的に避難者数を本部へ報告します。
- (5) 「避難者カード」により、避難者の受付を行います。
- (6) 避難者を誘導します(“総務班の避難者の誘導”の項参照)。災害時要援護者を所定の場所に収容します。
- (7) 「避難者カード」に基づき、避難者台帳を作成します。
- (8) 自動車の乗り入れは原則として認めないこととしますが、止むを得ないときは、駐車位置をなるべく端に寄せるようにします。
- (9) 避難者がいない場合は、避難場所周辺の被害状況を本部(情報センター又は防災課)に報告します。本部からの指示があるまで待機します。
- (10) 負傷者、病人の対応は、保健室等を利用し、けが人の応急措置(すり傷等の措置)を実施します。重傷者等、緊急に治療を要する者は、医療機関への搬送を手配します。

(11) 必要に応じて本部へ物資の配送を依頼します。

教訓

- ・避難場所には安否消息の問い合わせが殺到、避難者名簿の作成が必要だった。
- ・被災直後、家族や知人等の安否、所在を確認する問い合わせに訪れる人や電話の照会が殺到した。

危険箇所

チェック欄

(1) 二次災害を防止するため、専門家による応急危険度判定を受けます。

(2) 危険と判断される箇所は、立ち入り禁止としロープや貼り紙で注意を呼びかけます。

避難場所運営マニュアル

さいたま市

平成22年4月修正